

自費で診療を受けた場合の申請について

自費診療にかかる申請は、やむを得ず保険診療が受けられなかった場合に限られています。医療機関によっては、とりえず自費で支払った場合でも、当月内に保険証を提示すれば、保険診療に切り替えてもらえる場合がありますので、まずは医療機関窓口にお問い合わせ下さい。

※遠方で後日提示できない方は、療養費の申請をして払い戻しを受けることになります。申請の際には、医療機関が発行する「診療報酬明細書」が必要となりますので、会計の際にもらっておいて下さい。

療養費(自費診療)

※受診日当日、J S R 健保に加入していることが条件です。

<払い戻しを受けられる場合の例>

- 旅行先や出張先で急病になり、保険証を持っていなかったとき
- やむを得ず保険医療機関で受診できなかったとき
- 入社したばかりで保険証が交付される前に自費で診療を受けたとき
- J S R 健保加入後、以前の健保の保険証を使用してしまい医療費を返還したとき 等

<払い戻しを受けられない場合の例>

- 近くに保険医がいたにもかかわらず好んで保険医以外の医師の診察を受けた場合
- もともと健康保険でかかれないもの(単なる疲労、美容整形、予防、正常出産など) 等

提出書類

※①～③の書類を揃えて提出して下さい。

① 療養費支給申請書(自費診療用)

必要事項を記入して下さい。

② 診療報酬明細書(医科・歯科) / 調剤報酬明細書(薬局)

- ・ 傷病名、診療内容の明細が記載されたもの
- ・ 医療機関または調剤薬局で発行してもらって下さい。
※領収書と一緒に交付される診療明細書では手続きできません。
※会計の際に受け取っていない場合は、発行依頼をお願いします。
- ・ 医療費を返還した場合は、返還先の保険者(市区町村、社会保険事務所、健保組合など)から、診療報酬明細書(レセプト)の写しを取り寄せて下さい。
※封が閉じられた状態で送付された場合は、開封せずにそのまま提出して下さい。

③ 医療機関/調剤薬局へ支払った際の領収書(原本)

- ・ 必ず原本を提出して下さい。返却することはできません。
- ・ 医療費を返還した場合は、返還した際の納入告知書の領収書原本を提出して下さい。返還請求書(返還通知)がある場合は、その書類の写しも添付して下さい。

支給額

健康保険で認められた基準料金から自己負担相当額を差し引いた額が払い戻されます。実際に支払った額が基準額を下回る場合は、実費額に基づいて算出されます。また、自由診療(通常料金の倍以上)で支払った場合でも、保険診療で算出された金額により支給額が決定されますので、差額分や保険診療外の部分は全額自己負担となります。

提出締め・支給日

申請書は、毎月15日(休日の場合はその前日)に締め切ります。給付金は、毎月末日(休日の場合はその前日)に支給いたします。書類の不備や審査によって、支給が遅れる場合があります。

提出ルート



注意点

- 発病又は負傷の原因が、業務上・通勤途上中の事故による場合は、労働者災害補償保険(労災保険)の給付の対象となるため、健康保険へ療養費の申請はできません。
- 負傷の原因が、交通事故など第三者の行為による場合は、原則第三者へ請求して下さい。第三者へ請求できない場合は、健保組合までご相談下さい。
- 療養費は、療養に要した費用を支払った日の翌日から起算して2年を経過すると、時効となり申請できなくなりますのでご注意下さい。

【提出先・お問い合わせ】

社内便：Y990 給付担当

社外便：〒510-8552 三重県四日市市川尻町100 J S R 健康保険組合 給付担当

TEL：059-345-8004 内線：227-3049

(R元. 05)